

**第3次芦屋市市民マナー条例推進計画（原案）に係る
市民意見募集の実施結果について**

1 意見募集を行った期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月26日（金）まで

2 上記期間内における内容の閲覧場所

市ホームページ、市役所北館3階環境課、市役所北館1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館本館、保健福祉センター、あしや市民活動センター、潮芦屋交流センター

3 内容に対する意見の提出方法

環境課窓口に持参、郵送、ファクス、ホームページ上の意見募集専用フォーム

※口頭は不可

4 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

5 公表

上記4の内容については、市ホームページで公表予定

第3次芦屋市市民マナー条例推進計画（原案）への意見及び市の考え方

- 1 募集期間：令和5年12月18日（月）から令和6年1月26日（金）まで
- 2 提出件数：2人20件
- 3 提出方法：持参0人、郵送0人、ファクス1人、ホームページ上の意見募集専用フォーム1人
- 4 意見の要旨及び市の考え方
 取扱区分 A（原案を修正します）0件、B（ご意見を踏まえ取組を推進します）2件、
 C（原案に盛り込まれています）5件、D（原案のとおりとします）13件

| No. | 項目 | 該当箇所 | 市民からの意見 | 取扱区分 | 市の考え方 |
|-----|---------------------|------------|--|------|--|
| 1 | 『第3次芦屋市市民マナー条例推進計画』 | P1 (上段) | <p>先ず、マナー条例という言葉ですが、マナーと条例とは相反する言葉でよくないです。条例という言葉を使うのなら、マナーと異なる言葉を使ってはどうですか。</p> | D | <p>「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」は、その目的にもありますように、市民生活において、特に迷惑となる行為について必要な事項を定めるものであり、一人ひとりがその内容を遵守することにより住みよいまちを目指すことや、本条例制定時、先行自治体の動向も参考にしながら、その内容を少しでも分かり易く表現したいという思いから「市民マナー条例」を通称とした経緯がございます。</p> <p>この「市民マナー条例」を制定して17年が経過し、市民の皆様浸透していると考えますことから、引き続き、この通称を用いてまいりたいと考えております。</p> <p>（※なお、「市民マナー条例」の前身として、ごみの投げ捨て（＝ポイ捨て）や犬のふんの放置といった、生活環境の保全の観点から他人に迷惑となる行為をやめ、お互いのために住みよいまちを目指しましょうという趣旨のもと制定された「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」がありましたが、この「ポイ捨て禁止条例」では迷惑行為に対する罰則等はなく、残念ながら状況の改善が進まなかったことや、歩きたばこ等の迷惑行為も問題となっていた情勢を踏まえて、これら迷惑行為の対象を広げ、かつ一部の行為に罰則を規定するため、この「市民マナー条例」が制定された背景があります。）</p> |

| No. | 項目 | 該当箇所 | 市民からの意見 | 取扱区分 | 市の考え方 |
|-----|---------------------|------------|---|------|--|
| 2 | 『第3次芦屋市市民マナー条例推進計画』 | P1 (上段) | 市民憲章の前文には、「守り」、「迷惑」、「反省」、「規律」の言葉がありますが、憲章の前文に相応しくないように思う。憲章というのは、国で言えば、憲法に当たるとは思います。憲法には、国民の「権利」が書かれています。もっと、市民の権利を書いてほしいです。 また、芦屋市民憲章の4つの言葉は統治型傾向(トップダウン型)であり、私は自治的傾向(ボトムアップ型)が良いと思います。そうすることによって、住民と行政との信頼関係の構築ができると思います。 「国際文化住宅都市」とは、芦屋市内を歩いていても、よくわかりません。また、憲章が制定された当時、「文化住宅」とは木造賃貸アパートを意味していたように思う。 | D | 本計画に関する直接のご意見ではありませんが、本市の市民憲章は、市民の皆様が自ら規律する規範を定めたものであり、道徳的規範に近い側面を持っているものでございます。 |
| 3 | 『市民マナー条例とは』 | P1 (下段) | この条例の目的は「清潔で安全かつ快適な生活環境を確保する」ことが目的のようですが、私は「愛想のある街」が一番だと思います。清潔で安全な街でも、愛想のない街は面白くないです。 | C | 本計画の基本理念であります「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」とは、まちの環境美化にとどまらず、人とのつながりやまちを大切にすることを育てることをコンセプトとしており、これにより、一人ひとりがまちを愛し、他人を思いやることを心がけ、それを行動につなげることによって市民マナー条例の目的を実現しようとするものであります。頂きましたご意見は、本計画が目指している理念に含まれているものと考えております。(計画 P4 下段・計画 P5 上段参照) |
| 4 | 『市民マナー条例とは』 | P1 (下段) | この条例は迷惑行為の禁止を命ずるものですが、私自身は「スルナ(禁止)」とか「セヨ(命令)」とかいうのは苦手です。もっと対話的な方法、説得的な方法、自治的な方法はないのでしょうか。考えてほしいです。 | D | 罰則を規定するためには、行為の内容やその行為に対して科される刑罰を予め明確に規定する必要がありますことから表現しているものでございます。 |
| 5 | 『市民マナー条例とは』 | P1 (下段) | 「違反者ゼロ」を目指しておられるようですが、ホントに「違反者ゼロ」になったら、恐ろしい社会です。少々の違反者がいる社会の方が健全ではないですか。あまりに完全をめざさない方がいいと思います。「違反者ゼロ」社会って、ファシズム社会ではありませんか。 | C | 目標として「違反者ゼロ」を目指しておりますが、その手段として、SNS等による通報や監視などによらず、周知・啓発を継続することにより、皆様一人ひとりがまちを汚さないという意識の醸成を図ることで実現していきたいと考えております。(計画 P4 下段参照) |

| No. | 項目 | 該当箇所 | 市民からの意見 | 取扱区分 | 市の考え方 |
|-----|---------------------|------------|---|------|--|
| 6 | 『市民マナー条例とは』 | P1 (下段) | 「歩行喫煙」が2007年には<努力義務>であったが、2013年にはより強く<禁止>になっていますが、何があったのでしょうか。 | D | 2013年当時は既に市内4駅周辺を喫煙禁止区域として指定しておりましたが、その他の地域におきまして、ポイ捨てや歩きタバコの危険性への対処を求める声が多かったことを踏まえまして、努力義務から義務へと改正した経緯がございます。 |
| 7 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 第8条の「喫煙禁止区域」の解除もありえることも掲げておいてほしい。 | D | 喫煙に関するご相談はいまだに多く、現時点において各喫煙禁止区域とも解除できる状況には至っておりませんが、喫煙禁止区域の指定を解除することを想定した条文の規定はございます。 |
| 8 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「喫煙禁止区域」外の喫煙について、10条の関係で、「吸い殻入れ」の持参を呼びかける。 | B | 過去にはイベント実施時に、携帯灰皿をお配りしていた時期もございますので、今後の取組として、頂きましたご意見も参考にさせていただきます。 |
| 9 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「吸い殻」を見つけたときは、なるべく拾うように呼びかける。(私はなるべく、そうするようにしています。) | C | 市民マナー条例の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきありがとうございます(計画P4下段・問3参照)。 |
| 10 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「(10条) 空き缶の放置禁止」について――空き缶の回収責任は、第1には製造者にあります。それゆえ、空きペットボトル1個につき、10円か20円で製造者が引き取ると言えば、街なかから、すぐに無くなるのではないのでしょうか。このような条例をつくるより、製造者責任を求めてほしいです。 | D | 空き缶等には、空き缶に加え、ティッシュペーパー、ガム等様々なものが含まれますが、お互いのために住みよいまちを目指しましょうという市民マナー条例の趣旨からも、これらのごみは各家庭に持ち帰り適切に処分いただくことを前提に、引き続き、皆様一人ひとりがまちを汚さないという意識の醸成を目指し、周知・啓発に取り組んでまいります。(問1※参照) |
| 11 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「(11条) 回収容器の設置、管理義務」――自動販売機そばの回収容器がいっぱい、空容器入れが溢れていることがあります。業者に頻繁に回収するよう要請してはどうですか。 | B | ご指摘の取組につきましては、今後の参考とさせていただきます。 |

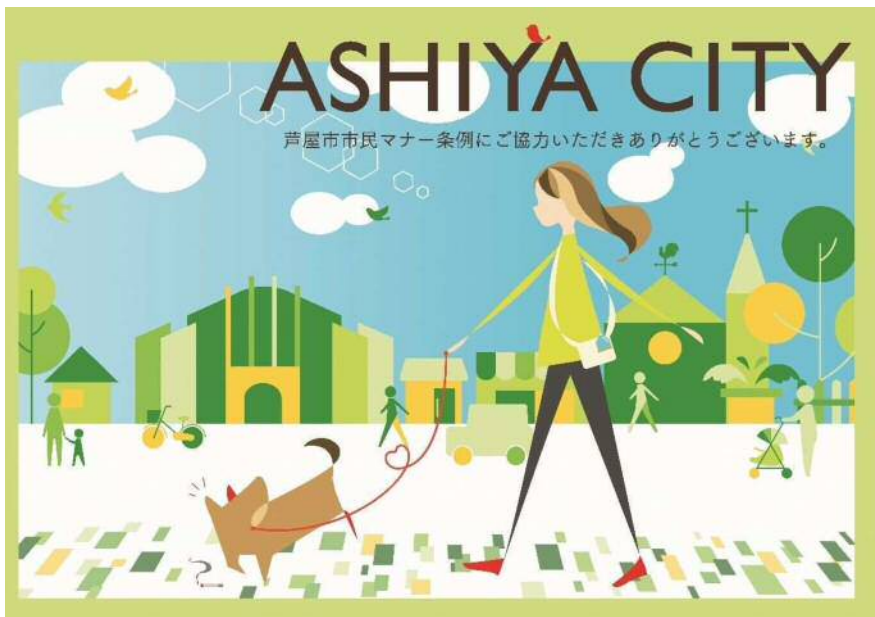
| No. | 項目 | 該当箇所 | 市民からの意見 | 取扱区分 | 市の考え方 |
|-----|---------------------|------|--|------|---|
| 12 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「(12条) 飼い犬のふんの放置禁止」——なかなか難しい問題です。タバコの吸い殻と違い犬のふんの放置はその家の人の感情を刺激するのでしょうか。市にそのような相談があったとき、T字型のもう少し、分かりやすい文言の小さな立て札を届けたらどうですか。そして、その時に、その人の言い分をよく聞いてあげたらどうでしょうか。少しは気分が落ち着くのではないのでしょうか。また、飼い犬の仲間に集まってもらって、相談してはどうですか。 | C | 引き続き、お困りごとに対しまして、個別の事情に沿った対応に努めてまいります。 (計画 P5 下段『重点2』参照) |
| 13 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「(13条) 夜間花火の禁止」禁止花火の種類は書かれています、やってよい花火は書かれていません。例えば線香花火などはいいのではないのですか。やってよい花火を例示して、書いてほしいです。 | D | 市民マナー条例で規定する花火とは、条例第2条第1項第5号に規定する花火を指しており、この規定の対象とならない花火(線香花火等の手持ち花火)は使用していただいて構いませんが、使用される場所により、禁止の対象やその時間帯も異なりますことから、使用される際は直接その場所の管理者へお問い合わせいただくようお願いいたします。(計画 P7 参照) |
| 14 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「(14条) 落書き禁止」私の家の近所に新築家屋の工事現場がよくあり、新しい家屋ができていますが、その多くが、塀が高いです。歩いていても、何の風情もありません。その家の人は快適なのでしょうが、これが快適な街並なのか。1メートル以下の塀にして、その上は生垣にしてほしいです。街の人との対話を拒否しているように見え、私には感じ悪く見えます。条例で何とかならないのですか。そして、高い塀には「壁画」を書いてほしいです。NHKの「世界の街歩き」の番組で見たことがあります。 | D | 塀の高さなど建築規制に関するものは、市民マナー条例で規定するものではございませんが、本市では、景観法等に基づく指導として、塀の高さを人の目線以下とすることや植栽等と組み合わせることなど、柔らかな沿道景観を形成する取組を始めております。 また、全市的な取組とは別に、地域の皆様の合意のもと、独自の基準をつくって規制をかけることも可能です。 |

| No. | 項目 | 該当箇所 | 市民からの意見 | 取扱区分 | 市の考え方 |
|-----|-------------------------------|--------------------------|---|------|---|
| 15 | 『市民マナー条例禁止区域図・取組内容』 | P2 | 「(15条の3) バーベキュー等禁止区域の指定」 禁止区域以外のバーベキューは許可なのでしょうか。そもそも、禁止区域設定の理由はなんでしょうか。屋外でバーベキューをやりたいのなら、アルコール禁止でやらせてあげたらどうでしょうか。もっと、気さくでオープンなバーベキューパーティーにすればいいのではないかと。 | D | 禁止区域につきましては、バーベキュー等を行う際に発生する、ごみの投棄・散乱、騒音や煙・悪臭による近隣の生活環境への影響に配慮して指定しておりますことから、アルコールの有無を問わず、禁止区域内での行為そのものを禁止しています。 |
| 16 | 『相談件数の推移と現状』 『第3次推進計画重点施策』 | P3 (上段) P5 (下段) | 「重点施策」――(重点1)喫煙、(重点2)犬のふん啓発の強化のようですが、喫煙、犬のふんに関する市民の認識が深まる方向で取り組んでほしいです。 (重点3)子どもへの教育3ページの「年代別過剰対象者数」によると、10代→20代で一気に増えていますが、これは何が原因なのでしょうか。大人の意識の反映ではないのでしょうか。大人自身が条例違反をほんとに反省してないからではないかと、私は推測します。大人の条例への理解の深化が求められてないのでしょうか。 | C | 前段の重点1及び重点2につきましては、本市としても「集中」して取り組むべき課題であると認識しております。 また、後段の重点3につきましては、まずは、未来を担う10代(以下の世代も含む)の小・中学生への周知・啓発に注力し、結果として、その周りの方への効果の波及を求めていきたいと考えております。(計画P5下段参照) |
| 17 | 『第3次推進計画基本理念・基本目標・取組の柱』 | P5 (上段) | P5「第3次推進計画―基本理念(芦屋市を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む)」 芦屋市愛、やさしい心、等は個人の内面的な問題で、基本的には個人の自由に属することですので、行政が関与すべきではないと私は思います。芦屋市はもっと外面的整備に注力を注いでほしいです。そういう意味では「愛国心」という言葉にも反対です。 | D | まちをきれいにするのもまちを汚すのも人でありますことから、住みよいまちの実現と快適な生活環境の維持・向上の実現には、啓発看板の設置や巡回指導等の外面的整備と、一人ひとりが住みよいまちにしていく意識の醸成といった内面的整備との両方が必要と考えますことから、第3次推進計画におきましても、引き続き、この基本理念を設定したものでございます。 |

| No. | 項目 | 該当箇所 | 市民からの意見 | 取扱区分 | 市の考え方 |
|-----|--------------------|------------|--|------|--|
| 18 | 『第3次推進計画 重点施策』 | P5 (下段) | 5頁「コインパーキング利用者の喫煙に関する相談」について、コインパーキングの利用者に限らず、部外者が無断で立ち入って喫煙に及ぶものも多いのですから、そもそも管理者の手に負えるものではありません。 なので管理者に利用者へ向けた啓発を依頼するだけでなく、私有地であっても管理者が望めば禁止区域に指定し、過料を徴収できるように条例を改正すべきです。 警察との連携も必要になってくるでしょう。 | D | 市民マナー条例では「喫煙」を、公共の場所において規制しております。 コインパーキング等につきましては、私有地であることから、協力をお願いにとどまるものと考えております。 |
| 19 | 『第3次推進計画 重点施策』 | P5 (下段) | 5頁「工事現場関係者の喫煙に対する相談」について、市が発注する工事については路上喫煙を契約に加え、違反業者は指名停止等の制裁を科すべきである。 | D | 公共工事につきましては、市民マナー条例のパンフレットをお渡しし、喫煙禁止区域等の周知・啓発に努めているところですが、指名停止等の措置までは考えておりません。 |
| 20 | 『第3次推進計画 施策一覧②』 | P6 (下段) | 6頁「喫煙指定場所の周知と整備」は削除すべき。市が煙ダダ漏れの喫煙所を設置し続ける限り、喫煙者は受動喫煙を生じさせない配慮を理解し得ないのであるから、喫煙所は全て撤去すべきである。 | D | 市民マナー条例では、たばこの火が子どもの目線と同じ高さであり危険であるとの認識から、特に多くの人の集まる駅周辺での喫煙行為を禁止し、併せて、当時課題となっていましたポイ捨て問題の解決のため、この喫煙禁止区域内に公共の喫煙指定場所を設けております。 その設置場所につきましては、長年にわたる地域の皆様との協議により決定しました経緯がございますことから、今のところ、移設や廃止の考えはございません。 |

第3次芦屋市市民マナー条例推進計画

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)



芦屋市民憲章

昭和39年(1964年)5月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。

市民マナー条例とは

■背景と目的

「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）は、その前身である「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」（通称：ポイ捨て禁止条例）の趣旨・目的を受け継ぎ、**平成19年(2007年)に制定**されました。

市民マナー条例で規定している**禁止行為は、市民生活において特に迷惑となる行為**とし、ポイ捨て禁止条例に規定されていた2項目（空き缶等のポイ捨て行為、犬のふんの放置）に、当時本市において問題となっていた4項目を加えてスタートしました。その後も、その時々市民ニーズに応じた改正を加え、現在では、右表①～⑨の禁止について定めています。

条例の目的である「市民の清潔で安全かつ快適な生活環境の確保」を総合的かつ計画的に実践するため、**平成26年(2014年)には、第1次芦屋市市民マナー条例推進計画（以下「推進計画」）を策定**するとともに、芦屋市市民マナー条例推進連絡会を立ち上げ、進捗管理を行いながら本条例を普及促進させる取組を推進してきました。

本市として目指す**理想像は、「啓発看板や罰則がなくても、おのおのが自主的に迷惑行為をしない状況」**をつくることですが、その過程として、**まずは「違反者ゼロ」を目指す必要がある**と考えています。

第2次推進計画に引き続き、「**違反者ゼロ**」を目指すべく、特に今迷惑となっている問題の解決に向け、**より特化した施策を展開**していくため、第3次推進計画を策定します。

市民マナー条例の変遷

| 施行年月日 | 内容 | 備考 |
|---------------------------------|---|---|
| 施行 平成19年 (2007年) 6月1日 | ①たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て ②喫煙禁止区域内での喫煙 ③飼い犬のふんの放置や放し飼い ④夜間花火 ⑤落書き ⑥歩行中や自転車乗車中の喫煙（歩行喫煙等） | ①～⑥を禁止と定めた（⑥のみ努力義務） |
| 改正 平成21年 (2009年) 7月1日 | ⑦潮芦屋ビーチ周辺での花火 | ⑦を終日禁止とした |
| 改正 平成23年 (2011年) 6月1日 | ⑧芦屋川流域等でのバーベキュー等 ⑨芦屋キャナルパークでのプレジャーボート等の夜間航行 ②喫煙禁止区域内での喫煙 | ⑧、⑨を禁止と定め、②についてはJR芦屋駅周辺に加え、新たに阪神芦屋駅・打出駅、阪急芦屋川駅周辺の3箇所を追加指定 |
| 改正 平成25年 (2013年) 10月1日 | ⑥歩行喫煙等 | ⑥を努力義務から、禁止に改めた |

市民マナー条例禁止区域図・取組内容

清潔で安全かつ快適な生活環境を確保するため、市民マナー条例において、市・市民・事業者が一体となって取り組んでいる内容は次のとおりです。

歩行喫煙の禁止 (第7条)

公共の場所で、歩行中や自転車に乗車中の喫煙は禁止です。歩きながら手に持ったタバコは、ちょうど小さな子どもの顔の近くをかすめる高さでもあり、大変危険です。自転車に乗りながらの喫煙も含め、歩行喫煙は絶対にやめましょう。

喫煙禁止区域内での喫煙の禁止 (第9条)

市内4駅周辺は、人通りが多く、タバコの煙等で特に迷惑となるため、喫煙禁止区域に指定しています。喫煙禁止区域内の公共の場所（喫煙指定場所を除く）で喫煙した場合は、**違反者に過料2,000円を科します**。喫煙禁止区域内では、歩行喫煙はもとより、路上に立ち止まっての喫煙も禁止です。

タバコの吸殻や空き缶等の投げ捨て・放置の禁止 (第10条)※

公共の場所等において、タバコの吸殻や空き缶等を投げ捨てたり、放置することを禁止しています。

回収容器の設置・管理義務 (第11条)

自動販売機によって飲食物を販売する事業者には、空き缶等を回収するための回収容器を設置し、適正に管理することを義務付けています。

飼犬のふんの放置禁止、散歩時のリード着用 (第12条)※

ふんの放置については、多くの相談が寄せられています。また、放し飼いも厳禁です。飼い主は、人と動物がうまく共生していくためにも、近隣に迷惑をかけたりすることがないように、責任を持って飼うことを心がけましょう。散歩や運動などのときは、犬を制御できる鎖やリードを必ずつけて行いましょう。

夜間花火の禁止 (第13条)※

下記の「花火禁止区域」に限らず、公共の場所等（公共の場所や他人の土地）で、午後9時から翌朝午前6時まで、花火をすることを禁止しています。

花火禁止区域の指定 (第13条の3)※

潮芦屋ビーチ周辺において、花火をすることを禁止しています。

落書きの禁止 (第14条)※

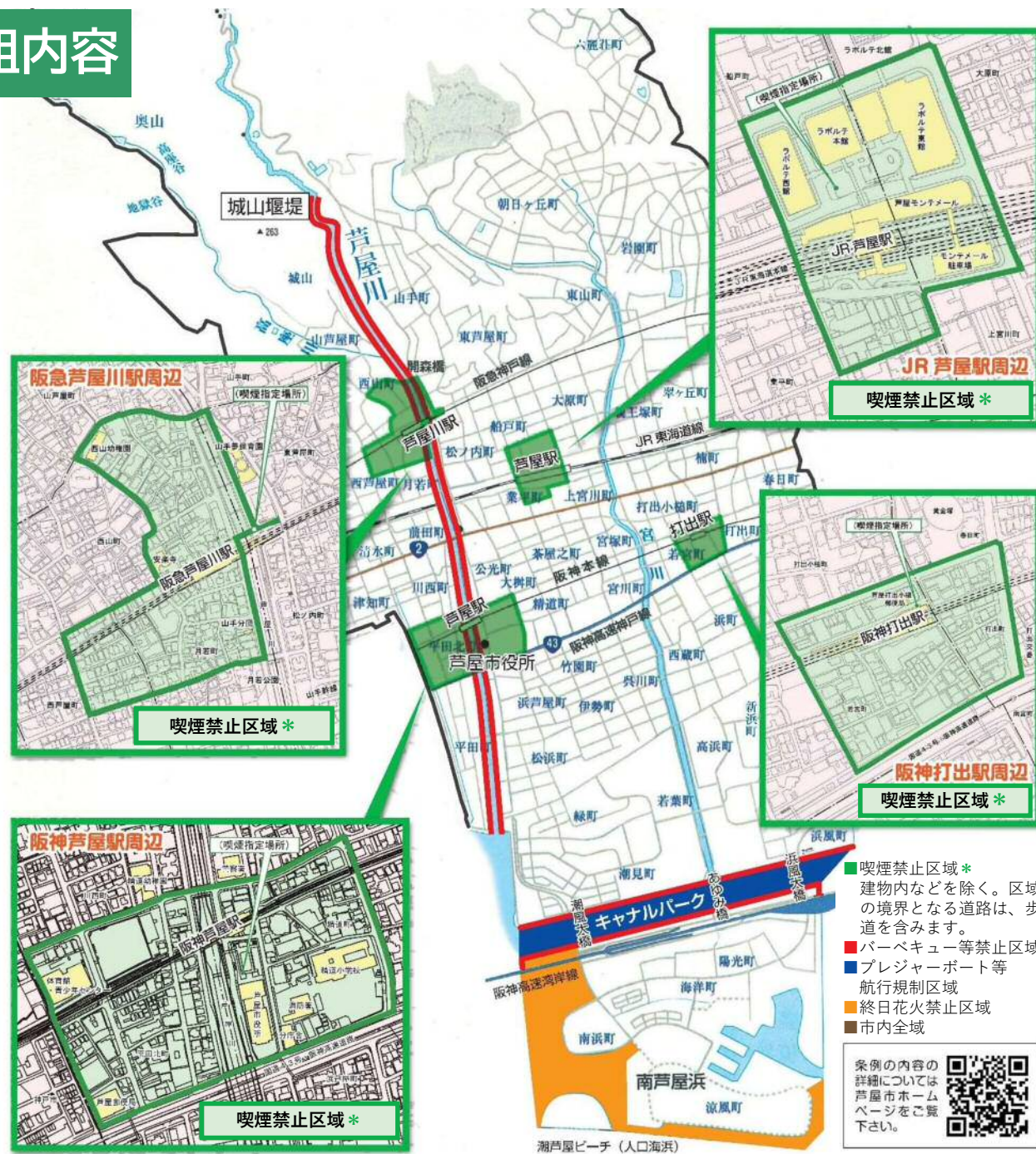
公共の場所等や他人が所有する建築物等に落書きをすることを禁止しています。

バーベキュー等禁止区域の指定 (第15条の3)※

芦屋川流域（城山堰堤以南）およびキャナルパーク水路南北護岸においてバーベキュー等を禁止しています。

プレジャーボート等航行禁止区域の指定 (第15条の5)※

キャナルパーク水路において、午後6時から翌朝午前8時まで、プレジャーボート等を航行させることを禁止しています。



*左記のうち「※」については、罰金（10万円以下）が科せられます。

*「公共の場所」とは、道路、公園、河川、海岸などの自由に入出できる場所をいいます。

*「花火」とは、回転する花火、走行する花火、飛ばす花火、打ち上げ花火、爆発音を出す花火等をいいます。

*「バーベキュー等」とは、火器を用いて食品を調理する行為（発熱する機器（ホットプレート等の電熱調理器具、電磁調理器等を使って調理する行為も含みます））をいいます。

相談件数の推移と現状

■種類別相談件数の推移 平成26年度(2014年度)以降

単位 (件、%)

| 項目 | 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R4 | |
|-------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | (2014) | (2015) | (2016) | (2017) | (2018) | (2019) | (2020) | (2021) | (2022) | 構成比 | 対H26比 |
| 喫煙 | | 15 | 11 | 15 | 18 | 9 | 15 | 17 | 12 | 9 | 16.4 | 60.0 |
| バレーキュー | | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — |
| ボート | | 9 | 5 | 28 | 12 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1.8 | 11.1 |
| 落書き | | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | — |
| 火花 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — |
| ポイ捨て | | 13 | 12 | 11 | 12 | 15 | 26 | 11 | 10 | 6 | 10.9 | 46.2 |
| 犬(ふんの放置等) | | 30 | 24 | 33 | 28 | 25 | 34 | 31 | 35 | 36 | 65.5 | 120.0 |
| その他(看板の劣化等) | | 2 | 19 | 3 | 0 | 2 | 3 | 9 | 2 | 3 | 5.5 | 150.0 |
| 計 | | 73 | 76 | 92 | 71 | 52 | 78 | 69 | 60 | 55 | 100.0 | 75.3 |

■過料対象件数の推移 平成26年度(2014年度)以降

単位 (件、%)

| 項目 | 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R4 | |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | (2014) | (2015) | (2016) | (2017) | (2018) | (2019) | (2020) | (2021) | (2022) | 構成比 | 対H26比 |
| 過料対象件数 | | 208 | 220 | 281 | 231 | 171 | 167 | 119 | 78 | 69 | 100.0 | 33.2 |
| 市内 | | 30 | 34 | 30 | 37 | 31 | 23 | 12 | 11 | 10 | 14.5 | 33.3 |
| 市外 | | 143 | 137 | 155 | 139 | 93 | 60 | 56 | 36 | 42 | 60.9 | 29.4 |
| 不詳 | | 35 | 49 | 96 | 55 | 47 | 84 | 51 | 31 | 17 | 24.6 | 48.6 |

■年代別過料対象者数 令和4年度(2022年度)実績

| 過料対象者数 | 年代 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 不明 | 計 |
|--------|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|
| | (人) | 2 | 15 | 7 | 12 | 12 | 13 | 3 | 5 | 69 |
| | (%) | 2.9 | 21.7 | 10.1 | 17.4 | 17.4 | 18.8 | 4.3 | 7.2 | 100 |

※ 端数処理により、合計が100とならない場合があります。

アンケート結果

| 設問 | 回答選択肢 | 市民 ※1 | | 市外来訪者 | |
|---|----------------------------------|-------|------|-------|------|
| | | 件 | % | 件 | % |
| 【問1】 芦屋市では、「市民マナー条例」を制定していますが、ご存知ですか。(1つ選択) | 聞いたことがあるし、内容も知っていた | 958 | 59.9 | 27 | 21.3 |
| | 聞いたことはあるが、内容は知らなかった | 454 | 28.4 | 40 | 31.5 |
| | 聞いたこともなかった | 173 | 10.8 | 60 | 47.2 |
| | 不明 | 13 | 0.8 | 0 | 0.0 |
| 【問2】 芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思いますか。(1つ選択) | 大いに思う | 390 | 24.4 | 48 | 37.8 |
| | どちらかといえば思う | 1,024 | 64.1 | 65 | 51.2 |
| | どちらかといえば思わない | 95 | 5.9 | 4 | 3.1 |
| | あまり思わない | 63 | 3.9 | 5 | 3.9 |
| | わからない | 14 | 0.9 | 5 | 3.9 |
| 【問3】 今後、生活環境に関するマナーが向上するために、市として特に重点的に取り組むべきことは何だと思いますか。(3つまで(市外来訪者に対しては2つまで)選択) | ホームページ・SNSなどを使った禁止行為の周知やマナー啓発 | 425 | 26.6 | 51 | 40.2 |
| | 禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設 | 501 | 31.4 | 53 | 41.7 |
| | 芦屋市のマナー向上の取組についての市外から来訪者に向けた情報発信 | 353 | 22.1 | 20 | 15.7 |
| | 専門員による市内パトロールの強化(実施区域や実施時間の拡大) | 478 | 29.9 | 21 | 16.5 |
| | 禁止行為に対する罰則の制定や強化 | 454 | 28.4 | 12 | 9.4 |
| | 地域での取組(住民による見回りや声の掛け合いなど)への支援 | 261 | 16.3 | 17 | 13.4 |
| | 地域と行政が一体となって行う啓発(イベントやキャンペーンなど) | 393 | 24.6 | 20 | 15.7 |
| | 子ども・地域・家庭へのマナー教育の実施 | 557 | 34.9 | 20 | 15.7 |
| | マナーの教育(マナー講座等)ができる人材の育成 | 160 | 10.0 | 8 | 6.3 |
| | その他 | 53 | 3.3 | 3 | 2.4 |
| 特にない | 70 | 4.4 | 10 | 7.9 | |
| 不明 | 34 | 2.1 | 0 | 0.0 | |

※1 「市民」は総合計画市民意識調査(対象者数3,000人、有効回答者数1,598人)、「市外来訪者」は市内4駅前で行った調査(対象者数127人、有効回答者数127人)の結果です。

※2 端数処理により、合計が100とならない場合があります。

現状の考察

■相談件数の推移と現状に対する考察

『種類別相談件数の推移』からは、「犬（ふんの放置等）」と「喫煙（吸い殻等の「ポイ捨て」を含む）」に関するものがまだ多いことがわかります。

「犬（ふんの放置等）」に関する相談が増えている要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症のまん延により在宅時間が増え、新たにペットを飼う人が増えたことが考えられます。

また、「喫煙（吸い殻等の「ポイ捨て」を含む）」に関して、『過料対象件数の推移』からは、令和4年度(2022年度)時点において、対平成26年度(2014年度)比で約3割にまで減っていますが、**違反者の約6割が市外来訪者**となっています。この傾向は平成26年度からずっと続いています。

以上から、「犬（ふんの放置等）」と市外来訪者に対する「喫煙（吸い殻等の「ポイ捨て」を含む）」の周知啓発の強化が急務といえます。

さらに、『年代別過料対象者数』からは、**20代の過料対象者数が一番多い**ことから、この数値の抑制には、**特に10代以下の子ども**に対して、迷惑行為の実情や市民マナー条例に関する取組内容をしっかりと伝えていくことが、長期的には有効であると考えられます。

■アンケート結果に対する考察

【問1】「市民マナー条例の認知度」については、市民マナー条例の制定以降、さまざまな媒体による周知啓発やマナー指導員による巡回指導等を続けてきた結果、「聞いたことがあるし、内容も知っていた」「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」と答えた人の割合は、今では**市民の約88%**となっています。一方で、**市外来訪者に関しては、まだ約53%**にとどまっています。市外来訪者へのアンケート調査は、市内4駅周辺で実施したため、車両を利用して来訪した人なども考慮すると、その認知度はさらに低くなると考えられます。市外来訪者による違反がまだ多いこと、また、実態として過料対象者の中には市民マナー条例を知っていても守らない人などいることから、**引き続き対応が求められる**状況です。

【問2】「芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思いますか。」については、市民、市外来訪者のいずれも**約89%**が「大いに思う」、「どちらかといえば思う」と答えています。この数値は、平成29年度(2017年度)に実施した第2次推進計画策定のためのアンケート調査時に比べ、**1.1ポイント**向上していることから、継続した周知啓発の効果が表れたものといえます。

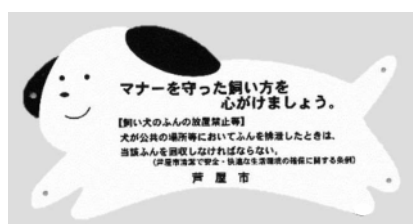
【問3】「生活環境に関するマナー向上のため重点的に取り組むべきこと」については、「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」、「専門員による市内パトロールの強化（実施区域や実施時間の拡大）」、そして、一番望む声の多い、「子ども・地域・家庭へのマナー教育の実施」であり、周知啓発の拡充はもとより、特にマナー教育に引き続き取り組んでいくことが重要と考えます。

「第2次」から「第3次」へ

■第2次推進計画の振り返り

令和元年(2019年)に、第2次推進計画を策定し、さまざまな施策に取り組んでいくこととしましたが、令和2年から**新型コロナウイルス感染症がまん延したこと**により、啓発キャンペーン活動といった、**人が集まって実施する取組を推進することはできませんでした**。そのような状況下でも、マナー指導員による巡回、看板等の設置、犬のふんの放置に対するイエローチョーク作戦（※）の実施といった啓発活動の継続により、前述のとおり、**相談件数、過料対象件数を減らすことができました**。

また、後述の成果指標でもある「芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思う市民の割合」についても、令和5年度(2023年度)の目標値である92.1%には届かなかったものの、88.5%（市外来訪者は89.0%）となり、平成29年度(2017年度)の87.4%から**1.1ポイント**向上させることができています。



※イエローチョーク作戦

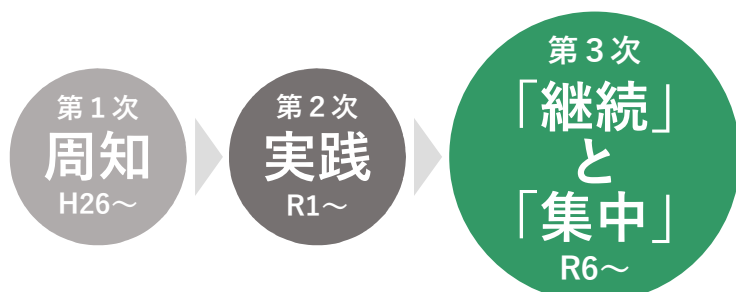
放置された犬のふんを見つけたら、その周りを黄色いチョークで囲んで発見日時を書き、ふんはそのまま残しておくことで、犬の飼い主が再び訪れた際に気づかせ、自発的に回収を促す取組です。

■第3次推進計画のコンセプト

平成26年(2014年)に策定した**第1次推進計画**では、「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」を基本理念として、人とのつながりやまちを大切に育む心（「心・人づくり」）のため、**まずは条例の「周知」に努めてきました**。

そして、令和元年度からの**第2次推進計画**では、第1次推進計画の基本理念を引き継ぎ、条例をより実効性のあるものとするために、「人づくり」（ソフト面）と「環境づくり」（ハード面）の両面から**市民マナー条例を推進する取組を「実践」**してきました。

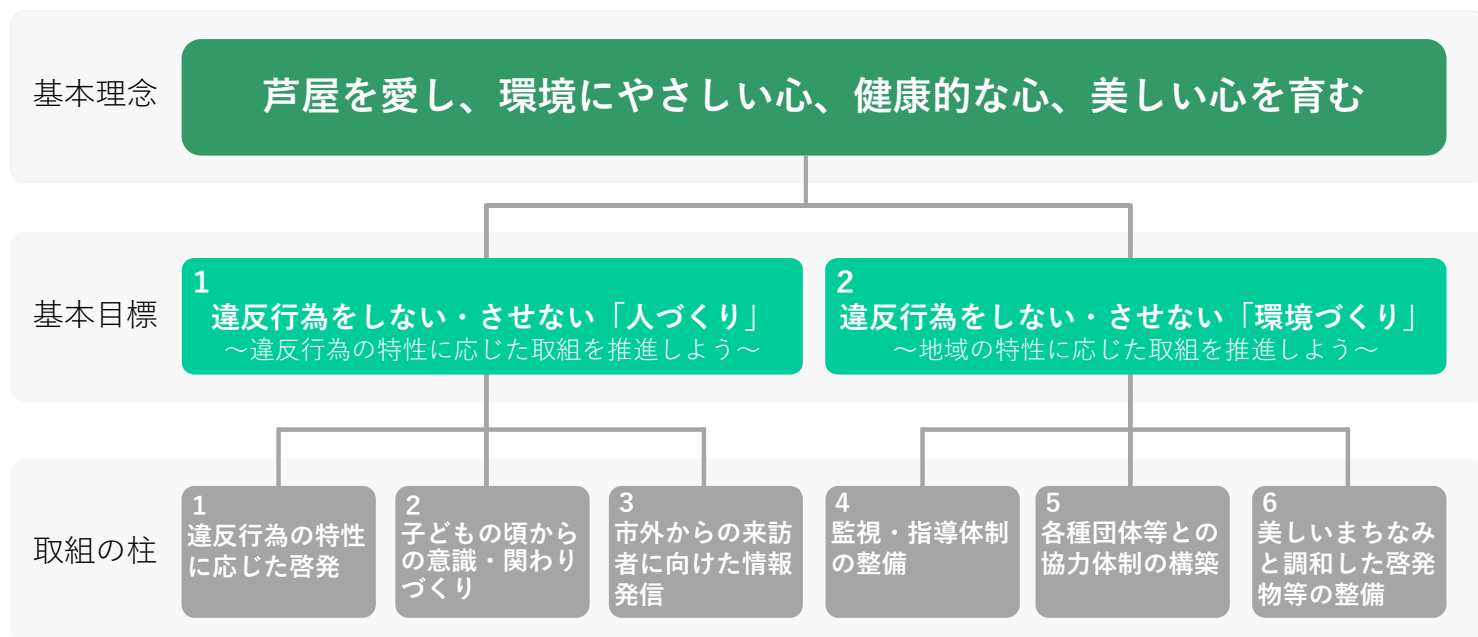
一方で、新型コロナウイルス感染症のまん延により、推進できなかった取組も多くあること、また、相談内容が犬のふんの放置および喫煙関係の2つに集約されつつあることを踏まえて、**第3次推進計画**では、**第2次推進計画の方向性を「継続」しつつも、特に今迷惑となっている問題の解決に向けて、取組を「集中」させること**で、さらなる強化を図ります。



第3次推進計画 基本理念・基本目標・取組の柱

■基本理念・基本目標・取組の柱

第3次推進計画の基本理念・基本目標・取組の柱は次のとおりです。前述のコンセプトのとおり、第2次推進計画の方向性を「継続」し、取組を「集中」させていくため、基本理念・基本目標・取組の柱は、第2次推進計画の内容を引き継ぎます。



第3次推進計画 重点施策

重点 1 喫煙（喫煙禁止区域内での喫煙・歩行喫煙）対策

違反者の多くは市外来訪者となっています。特に**工事現場関係者**や**コインパーキング利用者の喫煙に関する相談が多い**状況です。こうした人々のほとんどが車両等で来訪するため、市民マナー条例を知る機会が少ないと考えられます。そこで、第3次推進計画では、**業者への直接的なアプローチに取り組めます。**

〔施策例〕

- ・工事業者が市へ各種工事の届出をする際などに、所管課窓口でチラシ等を配布〔施策3-2-1〕
- ・新しくなったJR芦屋駅をはじめとする市内4駅の構内や駅周辺での啓発看板の設置や周知の強化〔施策3-1-1〕
- ・コインパーキング事業者への啓発看板設置依頼〔施策3-2-1〕

重点 2 飼い犬のふんの放置対策

マナー指導員による巡回、啓発看板の新規設置、イエローチョーク作戦、戸別チラシ配布など、**さまざまな啓発を実施していますが、相談件数がなかなか減らない**状況です。また、最近では、ふんの放置だけでなく、排尿の放置に関する相談も多く寄せられています。次のステップとして、**犬の散歩時のマナー啓発（飼い主としての責任の啓発）が必要**と考えるため、犬を新たに飼う人への啓発を含め、**ペット関連業者へのアプローチに取り組めます。**

〔施策例〕

- ・市内と近隣のペット関連業者へのチラシ配布（購入時のお散歩マナー啓発）〔施策5-3-2〕

重点 3 子どもへの教育 ～子どもからおとなへ～

芦屋市では、ポスター展や小学校3年生の教材「わたしたちのまち芦屋（社会科副読本）」等で、マナー条例の情報を発信していますが、**より親しみやすい形で啓発していくことが重要**だと考えています。コンパクトにした第3次推進計画の子ども版を作成し、直接伝えることで、子どもたちの理解を深め、また、**子どもからおとな、そして地域へ広げていけるよう取り組みます。**

〔施策例〕

- ・（仮称）第3次推進計画（子ども版）の作成〔施策2-1-2〕

+ α その他の重点取組

〔施策例〕

- ・パンフレット（第3次推進計画）による啓発〔施策1-1-3〕
- ・マナー指導員の柔軟な巡回時間の設定（早朝・夜間巡回、通勤・お散歩時間等に加え、相談箇所へのピンポイントの巡回強化）〔施策4-1-1、4-1-2〕
- ・啓発看板の更新（新設看板のQRコード追加等）〔施策6-2-1〕

※〔施策例〕の各施策末尾の番号〔施策0-0-0〕は、次ページ「施策一覧」の「取組の柱」-「取組」-「内容」の番号に対応しています。

第3次推進計画 施策一覧①

■基本目標1 違反行為をしない・させない「人づくり」

～違反行為の特性に応じた取組を推進しよう～

| 取組の柱 | 取組 | 内 容 | 重点 |
|---------------------|-------------------------|--|-----------------------|
| 1 違反行為の特性に応じた啓発 | 1 広報紙等を利用した啓発 | 1 広報あしや・市ホームページ・広報番組・外国人向け生活ガイド等を活用した情報発信 | |
| | | 2 啓発看板等による周知 | |
| | 2 啓発キャンペーンの実施 | 3 啓発パンフレット（第3次推進計画を含む）等の作製・配布 | + α |
| | | 4 効果的な啓発グッズの作製・配布 | |
| 2 子どもの頃からの意識・関わりづくり | 1 子ども向けの教材の作製等 | 1 小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」での紹介 | |
| | 2 市民マナー条例に関する啓発ポスター等の募集 | 2（仮称）第3次推進計画（子ども版）の作成 | 重点 3 |
| | 3 子どもへの啓発機会の創出 | 1 啓発ポスターを募集し、優秀作品を展示・表彰 1 子どもが集まる機会を活用した啓発等 | |
| 3 市外からの来訪者に向けた情報発信 | 1 駅や公共交通機関を利用した情報発信 | 1 駅構内の広告や公共交通機関の車内広告等を利用した情報発信 | 重点 1 |
| | 2 車両利用者に対する情報発信 | 1 工事現場関係者やコインパーキング利用者に対する情報発信 | 重点 1 |
| | 3 メディアを活用した情報発信 | 1 新聞や雑誌、テレビ等を活用した情報発信 | |

※ 「重点」欄のアイコンは、5ページの重点施策に対応しています。

第3次推進計画 施策一覧②

■基本目標2 違反行為をしない・させない「環境づくり」

～地域の特性に応じた取組を推進しよう～

| 取組の柱 | 取組 | 内 容 | 重点 |
|-----------------------|-------------------|--|-----------------------|
| 4 監視・指導体制の整備 | 1 市民マナー条例指導員による取締 | 1 喫煙禁止区域や違反の多い地域の巡回・啓発 | + α |
| | | 2 違反者に対する過料処分や指導・勧告・命令 | + α |
| | 2 委託警備 | 1 キャナルパークでの警備艇による委託警備 2 花火等を取り締まるための委託警備 | |
| 5 各種団体等との協力体制の構築 | 3 地域との協働パトロール | 1 美化推進員等の協力を得て行う協働パトロール | |
| | 1 美化推進員の委嘱 | 1 美化推進員（市民マナー条例推進にご協力いただく方）の委嘱 | |
| | 2 市民マナー条例推進連絡会の開催 | 1 市民マナー条例推進連絡会の開催 | |
| 6 美しいまちなみと調和した啓発物等の整備 | 3 市民団体・事業者等との協働 | 1 自治会掲示板用の啓発物の作製・配布 2 事業者向けの啓発物の作製・配布（特に犬のふんの放置対策） | 重点 2 |
| | 1 啓発看板等の作製・設置 | 1 まちなみと調和するデザインの啓発看板等の作製・設置・貸出し | |
| | 2 啓発看板等の点検・補修 | 1 既設の啓発看板等の随時点検・補修・更新（QRコードの追加等） | + α |
| | 3 喫煙指定場所の周知と整備 | 1 喫煙指定場所の維持管理・更新 | |

※ 「重点」欄のアイコンは、5ページの重点施策に対応しています。

計画の位置づけ

■計画の位置づけ

本推進計画は、上位計画である第5次芦屋市総合計画のまちづくりの基本方針「未来の創造」施策目標6「良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている」や、第3次芦屋市環境計画の基本目標「美しいまちなみを育む」に沿い、同時に「芦屋市公共サイン計画」をはじめとした関連計画との調和を図ります。

第5次芦屋市総合計画（前期）（令和3年度～令和7年度）
 基本方針▶「未来の創造」持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン
 施策目標6▶良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている
 基本施策▶清潔なまちを協働で維持する取組を進めます
 主な施策▶**市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進**

第3次芦屋市環境計画（平成27年度～令和6年度）
 基本目標▶美しいまちなみを育む
 施策▶ポイ捨てや放置自転車をなくし、まちの美観の維持・向上に努めます

第3次芦屋市市民マナー条例推進計画 ← 調和 → **芦屋市公共サイン計画**
 「優良な都市景観づくり」を目的として公共広告物のデザインを検討

11 住み続けられるまちづくりを
 12 つくまわいの未来
 ※持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの、総合計画の施策目標ごとに掲げられた目標の視点についてうち、主に左記の2つの達成に向けて取り組みます。

■計画期間

本推進計画は、**令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間**を計画期間とします。なお、社会情勢や市民意識の変化に応じて適宜検証等を行います。

| | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 第3次芦屋市市民マナー条例推進計画（5年間） | | | | | |
| 総合計画 | 前期基本計画 | | 総合計画 後期基本計画 | | |
| 第3次環境計画 | | | 第4次環境計画 | | |

計画の進捗管理

■成果指標

本推進計画の**進捗管理**は、5年後の目標である「**計画全体の成果指標**」及び年度毎の状況を管理するための、「**年度毎の成果指標**」の**2つの成果指標に基づき行います**。

市民や関係団体等で組織する「**芦屋市市民マナー条例推進連絡会**」において、「年度毎の成果指標」及び当該年度の**取組を確認し、翌年度の取組へ反映**させていきます。3年後には取組の中間検証を、5年後には計画期間全体の総括と推進計画の見直しを行う予定です。

なお、「年度毎の成果指標」は、ホームページにて公表します。

計画全体の成果指標

| 項目 | 第2次推進計画 | | 第3次推進計画 | |
|---------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| | H29 (2017) 実績値 | R5 (2023) 目標値 | R4 (2022) 実績値 | R10 (2028) 目標値 |
| 芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思ふ市民の割合 | 87.4 % | 92.1 % | 88.5 % | 92.1 % |

※実績値は、市民に対するアンケート調査の結果です。
 ※第3次推進計画の目標値は、第2次推進計画の目標値を据え置いています。

発行日 令和6年(2024年)3月
 発行者 芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
 TEL 0797-38-2050 / FAX 0797-38-2162

年度毎の成果指標

| No. | 項目 | H29 (2017) 実績値 | R4 (2022) 実績値 | 翌年度 目標値 |
|-----|--------------------------|----------------------|---------------------|------------|
| 1 | 市民マナー条例に関する相談件数 | 67 件 | 55 件 | |
| 2 | 啓発看板配布枚数(件数) | 132 枚 (49 件) | 194 枚 (89 件) | |
| 3 | 過料処分件数(うち市外在住者の件数) | 231 件 (139 件) | 69 件 (42 件) | |
| 4 | たばこの吸殻の投げ捨て本数 | 75,618 本 | 31,858 本 | |
| 5 | 空き缶等の投げ捨て個数 | 3,377 個 | 2,110 個 | |
| 6 | 飼い犬のふんの放置件数 | 98 件 | 86 件 | 前年度より減少させる |
| 7 | ゴミ処理量(No.4～6を含む) | 439 kg | 261 kg | |
| 8 | 飼い犬の放し飼いに対する注意件数 | 13 件 | 3 件 | |
| 9 | 歩行中や自転車乗車中の喫煙に対する注意件数 | 117 件 | 15 件 | |
| 10 | 花火禁止区域における違反行為件数(注意・指導) | 83 件 | 0 件 | |
| 11 | プレジャーボート等航行規制違反件数(注意・指導) | 5 件 | 1 件 | |

※No.4～9の値は、市民マナー条例指導員の巡回結果に基づいています。
 8-14-

第3次芦屋市市民マナー条例推進計画

令和6年度～令和10年度

資料編

令和6年（2024年）3月

芦屋市

目次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 条例等..... | 1 |
| | ○芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例..... | 1 |
| | ○芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例施行規則..... | 7 |
| | ○芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議設置要綱..... | 9 |
| | ○芦屋市市民マナー条例推進連絡会設置要綱..... | 11 |
| 2 | 委員名簿..... | 13 |
| | ○第3次芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議・芦屋市市民マナー条例推進連絡 会 委員名簿..... | 13 |
| 3 | 計画の策定経過..... | 14 |
| 4 | 各調査の概要..... | 15 |
| | ○美化推進員へのアンケート調査..... | 15 |
| | ○市外来訪者へのアンケート調査..... | 15 |
| | ○総合計画に係る市民意識調査..... | 15 |
| | ○市政モニターへのアンケート調査..... | 15 |
| 5 | 原案へのパブリックコメント..... | 16 |

1 条例等

○芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例

平成19年3月20日

条例第13号

改正 平成21年6月29日条例第32号

平成23年3月24日条例第6号

平成25年9月24日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、本市が国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることにかんがみ、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(平23条例6・全改)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 公有又は私有の場所であるかを問わず、道路、公園、河川、山林、広場、海岸等自由に入出りできる場所をいう。
- (2) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみをいう。
- (4) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (5) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。
- (6) 夜間 午後9時から翌日の午前6時までの時間をいう。
- (7) 落書き 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地（以下「公共の場所等」という。）、建築物その他の工作物に承諾を得ることなく、塗料、墨等で文字、図形、絵画等を書くことをいう。
- (8) バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。
- (9) プレジャーボート等 水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関としての内燃

機関（以下「機関」という。）を備える船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第2項に規定する船舶を除く。）のうち、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。

ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

イ 海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定による船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 国又は地方公共団体が所有する船舶

エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

(10) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

（平23条例6・一部改正）

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、清潔で安全かつ快適な生活環境づくりに努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動によって市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、市の施策に協力しなければならない。

2 たばこを販売（自動販売機による販売を含む。）する事業者は、たばこを購入する者に対し、歩行喫煙をし、たばこの吸殻を投げ捨て、又は放置しないよう啓発しなければならない。

3 空き缶等の発生の原因となる飲食物を販売（自動販売機による販売を含む。）する事業者は、当該飲食物を購入する者に対し、空き缶等を投げ捨て、又は放置しないよう啓発しなければならない。

4 花火を販売する事業者は、花火を購入する者に対し、花火の規制について、啓発しなければならない。

（平21条例32・一部改正）

（公共の場所の管理者の責務）

第6条 公共の場所の管理者は、この条例に定める禁止行為の防止について、必要な措置を講じ、市の施策に協力しなければならない。

（歩行喫煙等の禁止）

第7条 何人も、公共の場所において、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。

（平25条例24・一部改正）

（喫煙禁止区域の指定等）

第8条 市長は、喫煙を特に禁止する必要があると認める地区を、喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除しようとするときは、あらかじめ関係地域の市民、事業者、団体等と協議するものとする。

(平23条例6・一部改正)

(喫煙の禁止)

第9条 何人も、前条第1項の規定により指定された喫煙禁止区域内の公共の場所においては、定められた場所以外で喫煙してはならない。

(たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て等の禁止)

第10条 何人も、公共の場所等において、たばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第11条 缶、瓶、ペットボトルその他の容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業者は、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(飼い犬のふんの放置禁止等)

第12条 犬を所有し、又は管理する者は、当該犬を公共の場所等において移動し、又は運動させるときは、常に鎖等により制御しなければならない。

2 犬を所有し、又は管理する者は、当該犬が公共の場所等においてふんを排泄したときは、当該ふんを回収しなければならない。

(夜間花火の禁止)

第13条 何人も、公共の場所等において、夜間に花火をしてはならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(花火禁止区域の指定等)

第13条の2 市長は、夜間を含む夜間以外の時間の花火を特に禁止する必要があると認める地区を、花火禁止区域として、花火を禁止する時間とともに指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、花火禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又は花火禁止区域において花火を禁止する時間を変更することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項の花火禁止区域の指定、変更及び指定の解除並

びに花火禁止区域において花火を禁止する時間の指定及び変更について準用する。

(平 2 1 条例 3 2 ・ 追加)

(花火の禁止)

第 1 3 条の 3 何人も、前条第 1 項の規定により指定された花火禁止区域内において、花火を禁止された時間に花火をしてはならない。

(平 2 1 条例 3 2 ・ 追加)

(落書きの禁止)

第 1 4 条 何人も、落書きをしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第 1 5 条 市長は、落書きによる文字、図形、絵画等が放置され、周辺的环境美化を損なう状態にあると認めるときは、当該場所の管理者、所有者又は占有者に対し、当該文字、図形、絵画等を消去するよう要請することができる。

(バーベキュー等禁止区域の指定等)

第 1 5 条の 2 市長は、バーベキュー等を特に禁止し、隣接する地域の生活環境及び自然環境を保全する必要があると認める区域を、バーベキュー等禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前 2 項のバーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除について準用する。

(平 2 3 条例 6 ・ 追加)

(バーベキュー等の禁止)

第 1 5 条の 3 何人も、前条第 1 項の規定により指定されたバーベキュー等禁止区域内において、バーベキュー等をしてはならない。

(平 2 3 条例 6 ・ 追加)

(プレジャーボート等航行禁止区域の指定等)

第 1 5 条の 4 市長は、プレジャーボート等の航行を特に禁止し、隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認める水域を、プレジャーボート等航行禁止区域として、プレジャーボート等の航行を禁止する時間とともに指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等航行禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又はプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間を変更することができる。

3 第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前 2 項のプレジャーボート等航行禁止区域の指定、変

更及び指定の解除並びにプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間の指定及び変更について準用する。

(平 2 3 条例 6 ・ 追加)

(プレジャーボート等の航行の禁止)

第 1 5 条の 5 何人も、前条第 1 項の規定により指定されたプレジャーボート等航行禁止区域内において、プレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 水難その他の非常の事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボート等を航行させる場合
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためプレジャーボート等を航行させる場合

(平 2 3 条例 6 ・ 追加)

(推進計画)

第 1 6 条 市は、市民及び事業者と協力し、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他の活動の推進に関する計画（次項において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、前項の規定により推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(美化推進員)

第 1 7 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他生活環境の向上のための実践活動を行うため、美化推進員を委嘱することができる。

(勧告及び命令)

第 1 8 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該行為の中止又は是正を勧告し、又は命令することができる。

- (1) 第 1 0 条の規定に違反してたばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置した者
- (2) 第 1 1 条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない事業者
- (3) 第 1 2 条の規定に違反して犬を鎖等により制御せず、又は犬のふんを回収しなかった者
- (4) 第 1 3 条の規定に違反して夜間に花火をした者
- (5) 第 1 3 条の 3 の規定に違反して花火禁止区域内で花火を禁止された時間に花火をした者
- (6) 第 1 4 条の規定に違反して落書きをした者
- (7) 第 1 5 条の 3 の規定に違反してバーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者
- (8) 第 1 5 条の 5 の規定に違反してプレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者

(平 2 1 条例 3 2 ・ 平 2 3 条例 6 ・ 一部改正)

(補則)

第 1 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 2 0 条 第 1 8 条の規定による命令(同条第 2 号に係る命令を除く。)に従わない者は、10 万円以下の罰金に処する。

(過料)

第 2 1 条 第 9 条の規定に違反して喫煙禁止区域内の公共の場所において喫煙した者は、5 万円以下の過料に処する。

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為をその指定する職員に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

(芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例の廃止)

2 芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例(平成 9 年芦屋市条例第 2 5 号)は、廃止する。

附 則(平成 2 1 年 6 月 2 9 日条例第 3 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例第 1 8 条第 5 号の規定に係る命令違反に対する罰則の適用については、平成 2 1 年 9 月 3 0 日まで、なお従前の例による。

附 則(平成 2 3 年 3 月 2 4 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 3 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

(バーベキュー等禁止区域及びプレジャーボート等航行禁止区域の指定に係る準備行為)

2 市長は、施行日からこの条例による改正後の芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(以下「新条例」という。)第 1 5 条の 2 第 1 項に規定するバーベキュー等禁止区域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からバーベキュー等禁止区域として指定する旨を告示することができる。

3 市長は、施行日から新条例第 1 5 条の 4 第 1 項に規定するプレジャーボート等航行禁止区

域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からプレジャーボート等航行禁止区域として指定する旨及び当該区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間を告示することができる。

- 4 前2項の告示があったときは、新条例第15条の2第3項及び第15条の4第3項において準用する第8条第3項の規定による告示があったものとみなす。

附 則（平成25年9月24日条例第24号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例施行規則

平成19年5月30日

規則第49号

改正 平成21年6月29日規則第33号

平成23年4月1日規則第5号

平成28年4月1日規則第36号

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第9号エの規則で定める船舶）

第1条の2 条例第2条第9号エの規則で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が所有する船舶
- (2) 専らボート、カヌー等に係る競技会又は訓練における審判又は救護の用に供する船舶
（平23規則5・追加）

（喫煙禁止区域の告示）

第2条 条例第8条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) 喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
- (3) 喫煙場所として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する場所
- (4) 喫煙場所として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日

(花火禁止区域の告示)

第2条の2 条例第13条の2第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 花火禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) 花火禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
- (3) 花火を禁止する時間

(平21規則33・追加)

(バーベキュー等禁止区域の告示)

第2条の3 条例第15条の2第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) バーベキュー等禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) バーベキュー等禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日

(平23規則5・追加)

(プレジャーボート等航行禁止区域の告示)

第2条の4 条例第15条の4第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) プレジャーボート等航行禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域
- (2) プレジャーボート等航行禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する日
- (3) プレジャーボート等の航行を禁止する時間

(平23規則5・追加)

(勧告)

第3条 条例第18条の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により行うことができる。

(命令)

第4条 条例第18条の規定による命令は、命令書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により行うことができる。

(過料)

第5条 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、あらかじめ告知・弁明書(様式第3号)により告知し、弁明の機会を付与する。

2 条例第21条第1項の規定による過料を科すときは、過料処分通知書(様式第4号)によ

り行う。

3 条例第21条第1項の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

(身分証明書)

第6条 条例第18条の規定による勧告及び命令並びに条例第21条第2項の規定による過料を科すための手続その他の行為を行う職員は、身分証明書(様式第5号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平23規則5・一部改正)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日規則第33号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第5号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第36号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式(省略)

○芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議設置要綱

平成30年8月1日

(設置)

第1条 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(平成19年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定に基づき、条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他条例の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するにあたり、専門的及び総合的な立場からの意見を聴くため、芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会等地域活動団体
- (2) 美化推進員
- (3) 商工活動団体
- (4) 行政関係者
- (5) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から推進計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、会長が招集し、会長がその策定会議の議長となる。

2 策定会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(代理出席)

第7条 第3条第2項第1号から第4号までの委員は、その所属する機関の職員等を代理人として出席させることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させようとするときは、会議開催前までに代理人の職及び氏名を明記した委任状を会長に提出し、承認を得なければならない。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、環境に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

○芦屋市市民マナー条例推進連絡会設置要綱

平成26年8月1日

(設置)

第1条 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により定められた芦屋市市民マナー条例推進計画（以下「推進計画」という。）に掲げる施策を推進するに当たり、地域と行政が一体となった取組を効果的かつ継続的に行うため、芦屋市市民マナー条例推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画における具体的な取組の各実施主体間の連携に関すること。
- (2) 推進計画の進捗管理及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画に関すること。

(組織)

第3条 推進連絡会は、次に掲げる者及び団体等から選出された者をもって構成する。

- (1) 美化推進員
- (2) 地域活動団体
- (3) 商工活動団体
- (4) 関係行政機関
- (5) 行政関係者

(会長及び副会長)

第4条 推進連絡会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進連絡会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を

聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進連絡会の庶務は、条例に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 委員名簿

○第3次芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議・芦屋市市民マナー条例推進連絡会 委員名簿

| 分類 | 所属団体名等 | 氏名 |
|----------------|-----------------------|--------|
| 自治会等 地域活動団体 | 芦屋市環境衛生協会 | 樋口 勝紀 |
| 美化推進員 | 宮塚町自治会 | 法兼 茂子 |
| | 呉川町町内会 | 近藤 好美 |
| 商工活動団体 | 芦屋市商工会 | 武田 義勇貴 |
| 行政関係者 | 市民生活部環境・経済室地域経済振興課 係長 | 大久保 瑞穂 |
| | 市民生活部環境・経済室環境施設課 係長 | 御宿 弘士 |
| | 教育委員会教育部学校教育室学校教育課 係長 | 三輪 知瑞 |
| 事務局 | 市民生活部環境・経済室環境課 課長 | 長良 晶子 |
| | 市民生活部環境・経済室環境課 係長 | 亀井 容平 |
| | 市民生活部環境・経済室環境課 係員 | 亀岡 学 |

3 計画の策定経過

| 日付 | 会議等 | 主な協議内容等 |
|--------------------------|------------------|---|
| 令和5年1月 | 美化推進員へのアンケート調査 | |
| 令和5年1月 | 市外来訪者へのアンケート調査 | |
| 令和5年6月 | 総合計画に係る市民意識調査 | |
| 令和5年7月 | 市政モニターへのアンケート調査 | |
| 令和5年10月23日 | 第1回策定会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果報告 ・ 計画の構成と骨子について ・ 策定スケジュール |
| 令和5年11月7日 | 第2回策定会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の原案について |
| 令和5年12月5日 | 民生文教常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の原案及びパブリックコメントの実施について |
| 令和5年12月18日 ～令和6年1月26日 | パブリックコメント | |
| 令和6年2月5日 | 第3回策定会議・第1回推進連絡会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント結果について ・ 計画案について |
| 令和6年2月20日 | 民生文教常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案及びパブリックコメントの実施結果について |

4 各調査の概要

○美化推進員へのアンケート調査

| | |
|------|-----------------------|
| 調査対象 | 美化推進員 29人 |
| 調査期間 | 令和5年1月23日から令和5年2月3日まで |
| 調査方法 | 郵送 |
| 回答者数 | 25人 |

○市外来訪者へのアンケート調査

| | |
|------|----------------------------|
| 調査対象 | 市外在住者 100人程度（市内4駅、各駅25名程度） |
| 調査期間 | 令和5年1月23日から令和5年2月3日まで |
| 調査方法 | 街頭調査 |
| 回答者数 | 127人 |

○総合計画に係る市民意識調査

| | |
|------|------------------------|
| 調査対象 | 市内在住の18歳以上の男女 3,000人 |
| 調査期間 | 令和5年6月14日から令和5年6月30日まで |
| 調査方法 | インターネット、郵送 |
| 回答者数 | 1,598人 |

○市政モニターへのアンケート調査

| | |
|------|-----------------------|
| 調査対象 | 市政モニター 100人 |
| 調査期間 | 令和5年7月3日から令和5年7月17日まで |
| 調査方法 | インターネット |
| 回答者数 | 90人 |

5 原案へのパブリックコメント

| | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------------|----|-------------------|----|----------------|----|--------------|-----|
| 意見募集期間 | 令和5年12月18日から令和6年1月26日まで | | | | | | | | |
| 内容の閲覧場所 | 市ホームページ、市役所北館3階環境課、市役所北館1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館本館、保健福祉センター、あしや市民活動センター、潮芦屋交流センター | | | | | | | | |
| 内容に対する意見の提出方法 | 環境課窓口を持参、郵送、ファクス、ホームページ上の意見募集専用フォーム ※口頭は不可 | | | | | | | | |
| 意見提出件数 | 2人20件 | | | | | | | | |
| 意見等の取扱い | <table> <tr> <td>A：原案を修正します</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>B：ご意見を踏まえ取組を推進します</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>C：原案に盛り込まれています</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>D：原案のとおりとします</td> <td>13件</td> </tr> </table> | A：原案を修正します | 0件 | B：ご意見を踏まえ取組を推進します | 2件 | C：原案に盛り込まれています | 5件 | D：原案のとおりとします | 13件 |
| A：原案を修正します | 0件 | | | | | | | | |
| B：ご意見を踏まえ取組を推進します | 2件 | | | | | | | | |
| C：原案に盛り込まれています | 5件 | | | | | | | | |
| D：原案のとおりとします | 13件 | | | | | | | | |